(減免措置見直しに反対)

1 全般について

意見要旨

总元安日

- ・ 公益上の必要があるものについては、1年間といわずに続けていただったい。
- ・ 減免措置する理由があって実施されて来た公益事業の減免措置廃止に原則的に反対する。簡単にやめてしまうべきではない。
- ・ 各団体のそれぞれの事業の公益性と当該固定資産の使用の必要性 を考慮したうえで総合的に判断すべき。
- ・ 公益上の必要があるか否かを毎年議会でチェックする方法を考案 すべきだが、補助金等の財政支援となると、時の施政者に恣意的 に操作されてしまう恐れがある。
 - 公益性の高い案件は現状の方法を変更するべきではない。
- ・ 天災などの被害や、生活保護受給者といった特別な事情以外の市 民に対するサービスをかなぐり捨て去る内容で、絶対許されるも のではない。
- なんでも「市民のためだから」だと言って廃止するのではなく、 無駄な大型開発をやめたら廃止しなくてもできると思う。
- ・ 原則廃止とするのではなく公益上の必要性を個別具体的に判断することが基礎自治体の取るべき方針であるから反対する
- ・ 減免措置の廃止は、基礎自治体の役割の放棄である。
- ・ 減免は団体運営補助的なものではない。
- ・ 減免措置を公益活動に対する歳出と同列に論じることはできない
- 諸団体は深刻な不況の中で切り詰めた運営を続けている。わずか な減免措置であっても団体の運営には必要欠くべからざるもので ある。
- 現在の減免でも苦しい営業でこれ以上税金を上げられたら営業を やめなければいけない。
- ・ 地域におけるボランティア活動の会議の場として利用している会 館に対して今まで通り市として協力があって当然と思う。
- 1人ひとりの社会参加を抜本的に否定するものとなっている。 コミュニケーションへの課税は生存権への排除の論理としか言い ようがない。
- ・ 利益を生む事業でなく、社会的弱者又は目的遂行のため企画立案 する場所が税の負担が増加する事には慎重にあるべきだ。
- ・障害者や弱者に対する減免措置は継続及び充実させることを願う。

(文化・芸術関係の減免措置見直しに反対)

- ・ 文化活動する公益法人への減免措置を継続されることを強く要望する。
- 古典文化の発展を阻害する政策に反対する。
- ・ 劇場など文化施設の減免は大切な措置、文化や学術を守ることは 市の責務でもあると考えている。
- ・ 伝統文化(芸能)の継承・発展のための支援は必要と思う。市民 にとって一番わかりやすい補助の方法は、入場料金の一部を市が 負担する方法と思う。市が入場料金の一部を負担する方法であれ ば、市が補助していることが一目瞭然であり、伝統文化の愛好者 も増えると思う。
- ・ 観賞料が高くなる。文化政策上おかしい。
- ・ 古典芸術と若手育成、観賞運動に打撃的な経済的負担を強要する 減免廃止に反対。

(見直し等は必要だが個別の状況については検討が必要)

- ・ 総論としては見直しも必要とは思うが個別に充分検討していただ きたい。
- ・習慣的に行ってきた市税の減免措置を、根本的な観点から見直 し、是正することは必要と考えられる。但し、画一的な基準を適 用するのではなく、目的や実情を正確に把握した運用と指導が必 要と考える。
- ・ 市税の減免措置の見直しの基本的な考え方については、もっとも なことと考える。しかし、それぞれの地域性や実情も勘案し現場 にあった措置をお願いする。
- ・ 基本的に減免措置の見直しは賛成だが、個別の状態を勘案し見直 しを延長するとか、段階的に年度を分けて実施するとかの創意工 夫・思いやりが必要と考える。

大阪市が検討しているように一律に減免措置による支援の必要性 はないが、支援を本当に必要としているところには支援を継続す べきではないか。

(見直しについては賛成)

- ・ 今回大阪市が行う市税の減免措置の見直しについては、過去から ほとんど変更されてこなかったものを見直す良い機会であり、ぜ ひとも実施してほしいと思う。
- ・ 減免措置が有るのはいいが、不要なものがまだまだ多いように見受けられる。

(広報について)

・ 減免は自己申告ではなく、しっかりとアナウンスし、利用しても らえるようにするべき。

こんな減免措置があることを知らない市民の方が多いのではないか?

本市の考え方

市税の減免措置、特に公益上の必要性から講じられる減免措置 は形を変えた財政支援であり、直接支出である補助金等と同じ効果を有していますが、予算に組み込まれている補助金等に比べ、 その透明性が低いとの指摘があります。

今回、これまで講じてきた市税の減免措置については、ゼロベースで見直すこととし、特に公益上の必要性を理由とする減免措置による財政支援については原則として廃止することとしたものです。

なお、主に担税力の喪失を理由とする減免措置については、原 則継続とし、社会情勢の変化等必要に応じて基準の見直しを行う こととしています。

減免措置の適用にあたっては、減免要件に該当するかどうかを 申請によって確認することとなるため、申請書の提出を要件とし ています。

減免措置に係る広報としては、納税通知書に同封している文書 に記載するほか、ホームページに記載するなど広報に取り組んで います。

意見に対する本市の考え方

2 各減免措置について

る。

・大阪に人が集まらない。

・古典文化の発展阻害政策に反対する。

固定資産税・都市計画税

意見要旨 本市の考え方 (地域振興会が本来の用に供する固定資産) 地域活動の拠点となる施設が必要であり、また、それらの施設 次の理由により、減免措置の継続を要望する。 の設置・維持に関して行政として減免措置等の財政支援を行う必 要がある場合があると考えています。 今後、地域活動の支援としては、「地域活動協議会」への財政 ・地域活動の拠点となっている。 ・公共性が高い。 ・営利目的ではなく経営が厳しい。 支援について検討していることから、現在減免措置を講じている (マンション集会所) 施設に対する財政支援のあり方についても、あわせて検討する必 次の理由により、減免措置の継続を要望する。 要があると考え、1年継続としています。 ・地域活動の拠点となっている。 ・地域活動協議会とは別物である。 (老人憩の家) 次の理由により、減免措置の継続を要望する。 ・地域活動の拠点となっている。 ・公共性が高い。 ・営利目的ではなく経営が厳しい。 (児童遊園) 児童遊園の整備・運営については、今後、区長の決定権のもの 現行の減免措置を1年間継続してほしい。 実施される方向で調整を進められています。また、施設のあり方 今後も続けるべき としては児童遊園にとらわれず、地域の実情にあった有効な活用 (マンションの児童の遊び場) 方法を検討していくことが地域にとっても有用ではないかと考え 次の理由により、減免措置の継続を要望する。 られています。 ・大阪市の場合、子どもが安心安全で遊ぶ場所が公的空間で賄い その場合、全市的に一律の基準ではなくなり、現行の減免制度 をそのまま維持することが困難であることから、財政支援のあり 切れていないため。 ・課税することは少子化対策や子育て支援を真っ向から否定する 方を含め、検討する必要があると考え、1年継続としています。 もので許されない。 (公衆浴場) 公衆浴場に係る減免措置については、これまで公衆浴場が市民 の保健衛生の確保に必要な施設であることや入浴料金に物価統制 次の理由により、減免措置の継続を要望する。 ・国の指導のもと全国で実施されているが大阪市だけ適用されな 令の規制を受けていることなどを考慮して講じてきました。 いことは納得できない。 これらの状況を踏まえ、公衆浴場に対する財政支援が必要とし ・物価統制令により入浴料金の上限を規制されてきたため。 ても、一律に固定資産税・都市計画税の減免措置による支援であ ・土地の広さに対する応分の収益性がない。 る必要性はないものの、これまでの経過や市会での議論を踏ま ・高齢者の場合内風呂があっても清掃等が困難で公衆浴場を利用 え、本市としての財政支援のあり方を検討する必要があると考 え、1年継続としています。 ・経営が大変で存続できない。 ・市会財政総務委員会での全会派の賛同による採択が軽く扱われ ・これまで減免措置を講じてきたことには理由があったはず。 ・地域で根付いているコミュニケーションの場として必要である ため。 ・地域青少年指導員の活動に貢献している。 ・減免措置による支援である必要性がない理由を聞きたい。 (障がい者職業能力開発訓練施設) これらの減免措置については、これまで当該資産の用途の公益 性や当該資産の利用等による収益性などを考慮して実施してきま ・福祉施策への減免制度廃止は絶対許せない。 ・障がい者が就職しようとしても施設がないと能力開発ができず した。 就職できないため継続を希望する。 (非課税となる福祉施設等の建築中の敷地等) しかしながら、これら施設に対して引き続き財政支援が必要で あるとしても、一律に固定資産税・都市計画税の減免措置による 福祉施策への減免制度廃止は絶対許せない。 支援である必要性はなく、また、補助金等についても団体補助か (がん予防検診施設) ら事業補助への見直しが進められていることなどから減免措置に 公衆衛生施策の減免制度廃止は、自治体の責任放棄である。 ついては廃止することとしました。 (結核予防施設) 公衆衛生施策の減免制度廃止は、自治体の責任放棄である。 (住吉武道館) 減免措置を廃止するなら、年間住吉・住之江区民を中心に約 36,000人利用していることを考え、住吉・住之江区の武道・ス ポーツ・文化の振興予算を検討し、実害の無いようにしていただ きたいと強く要望する (労働組合) 労働組合の育成は、社会的に求められており、労働組合へのさら なる支援はあっても、廃止などは認められない。 (救急医療機関) 公衆衛生施策の減免制度廃止は、自治体の責任放棄である。 (非課税となる診療施設のための看護師宿舎) 公衆衛生施策の減免制度廃止は、自治体の責任放棄である。 (学校法人以外の幼稚園) 課税は子育ての否定である。 (障がい者小規模作業所等) 福祉施策への減免制度廃止は絶対許せない。 (能楽堂・能舞台) 次の理由により、減免措置の継続を要望する。 古典文化の発展阻害政策に反対する。 (大阪弁護士会館) 減免措置の廃止はやめるべき (天満・天神繁昌亭) 次の理由により、減免措置の継続を要望する。 ・天満・天神繁昌亭ができた経緯から市民は納得できるものであ

意見に対する本市の考え方

2 各減免措置について

個人市民税

意見要旨 本市の考え方 (失業者) (所得減少者) ・単身世帯の所得基準引き上げは評価できる。

- ・3、4人世帯の基準が大幅に下がるが、担税能力を失っている世 帯には負担が大きいため、多人数世帯については今の基準を据え
- ・不況の影響で所得減少者が増加しているので、基準見直しによ る負担増は絶対反対。
- ・所得減少者・失業者の減免は継続を要望する。

失業者、所得減少者の減免については、他都市との均衡も考慮 して基準等を見直したうえで措置を継続することとしています。

単身者の所得基準や扶養親族等の人数に応じた加算額について は、家計支出等の実態を考慮し、生活保護の基準や地方税法の住 民税に係る所得割非課税基準等を勘案して見直しを行うこととし ています。

(学生・生徒)

次の理由により、減免措置の継続を要望する。

- ・日本育英会では無利子から有利子に制度改悪されている。
- 親からの仕送りが困難になっている。

学生・生徒に対する減免措置については、戦後の働きながら学 ぶ学生・生徒の特殊事情を考慮し、所得税において勤労学生控除 が創設された昭和26年度から実施してきました。その後、住民税 においても勤労学生控除が講じられたことや当時と比較して進学 率の向上や就労形態の多様化など学生・生徒を取り巻く環境が大 きく変化していることから、他の納税者との税負担の均衡を考慮 して減免措置を廃止することとしています。

また、授業料減免・奨学金制度については、国立・私立大学の 授業料免除制度の拡充や奨学金制度の貸与(無利子・有利子)人 員の拡大等が図られています。

法人市民税

(清算中の法人)

清算中の法人は企業活動をすでに止めており、実際には公認会 計事務所や税理士事務所などで会計の清算処理をしているだけ で、市町村から基礎的な行政サービスを受けていないため、減免 を継続すべき。

法人市民税は、区内に事務所等を構え事業を行う法人に対し課 せられるもので、事務所の実態のない法人には課税されません。 清算法人であっても、大阪市内に事務所等を設置し事業の清算 処理を行うなど実態がある法人については、行政サービスを受け ていることから、減免措置を廃止することとしています。

軽自動車税

(軽自動車税全般)

次の理由により減免措置の廃止を要望する。

- ・軽自動車は福祉車両仕様ではないので福祉の増進には寄与して
- ・大阪市内は公共交通機関が発達しており、福祉のために公共交 通機関の割引があるのに、さらに優遇する必要がない。

軽自動車は、福祉車両として改造されたものに限らず、障がい 者の日常生活にとって不可欠の移動手段となっており、障がい者 の社会参加の促進に寄与していることから、減免措置を継続する 必要があると考えています。

事業所税

(事業所税全般)

次の理由により減免措置の継続を要望する。

- ・事業所税の減免は、事業の公益性や広大な施設が必要といった 形態などの理由により減免措置をしており、状況は変わっていな 11
- ・全国で事業所税を課税している市町村は、ほとんど全て大阪市 が廃止しようとしている減免措置を講じている。
- ・大阪市が事業所税の減免措置を廃止することにより、事務所の 移転など税金以外にどのような影響があるかを企業誘致の担当な どと検討すべき。
- ・検討した結果、減免措置を廃止するなら、市民や納税者に理解 できる理由を公表すべき。

事業所税における減免は、自治省(現:総務省)からの通知に 基づき実施され、他都市にも同様の減免が存在しますが、当該通 知は既に廃止されています。

収益事業を営んでいる施設について、減免措置を一律に講じる 必要性は認められないことから、廃止することとしています。

なお、公益性などの理由により税負担の軽減が必要なものにつ いては、地方税法において非課税措置や課税標準の特例措置が講 じられています。

また、今後、企業誘致等の経済活性化のように政策目的につい て公益性が認められる場合については、政策目的とその効果及び 減免期間等を明らかにしたうえで、減免措置等を講じることが効 果的・効率的であると認められるときに実施することとしていま す。

(タクシー事業用施設で保有台数250台以下のもの)

次の理由により減免措置の継続を要望する。

- ・ハイヤー・タクシー業界は、平成14年の規制緩和により、著しい 供給過剰に陥るとともに、過度な運賃競争、景気の低迷などによ り、近年にない厳しい経営環境が続いている。
- ・事業所税の減免措置の廃止は、事業経営をさらに圧迫し、中小企 業への配慮や公益上の必要性から講じられてきた減免を「収益事 業を営んでいる」との理由のみで廃止することは、到底認められ ない。

・地域公共交通を形成するハイヤー・タクシーは、事業所税の非課┃ることとしています。 税措置がとられている鉄道、バス、トラックと同じ公共交通機関 であり、再考すべき。

鉄道事業者や乗合バス事業者、路線トラック事業者等が本来の 事業の用に供する施設は、一般的に地方公共団体が行うものと同 種のもの又は極めて収益性が薄いものとして、地方税法により非 課税措置が設けられています。

また、タクシー事業者における事業所税については、地方税法 により課税標準を1/2とする特例措置が講じられています。

収益事業を営んでいる施設に対して、課税標準の特例を上回る 減免措置を一律に講じる必要性は認められないことから、廃止す

(簡易宿所の営業の用に供する施設)

次の理由により減免措置の継続を要望する。

- ・地方税法上、ホテルや旅館について事業所税の課税標準の特例 があり、税負担の均衡を図るために減免措置を講じているのでは ないか。
- ・大阪市が、ホテルや旅館は2分の1の特例を受けること、住宅は 事業所税がかからないことから、その中間のような「簡易宿所」 には75%の減免措置を講じるという形で、税の公平性を維持して きたことは逆に評価できる。
- ・国に地方税法の改正を求め、それまでの間は減免措置を継続す ることが望ましい。
- ・低所得者が増加し、安い宿を必要としている。

簡易宿所に係る減免については、ホテルや旅館との均衡を考慮 したうえで、日雇い労働者の生活の場として利用され収益性が低 いことなどから、昭和50年の事業所税の創設当初より減免措置を 講じてきたものです。

しかしながら、近年は客層の変化等業態の多様化が進んでいる こと、また、アパートなどの住居用施設に転用され減免適用施設 が大幅に減少していることから、減免措置を廃止することとして います。